

# 令和5年度 不祥事根絶のための行動計画

【不祥事根絶に向けた本校の決意】(行動基準)

- 1 法令を遵守します。
- 2 良好な職場環境をつくり不祥事根絶に努めます。
- 3 教職員一人一人が当事者意識を持って不祥事根絶に取り組みます。

福島県立福島高等学校

区分	1 課題、改善が求められる点	2 今年度の行動目標・取組内容	3 点検方法・時期	4 検証(左記123の反省、今後の課題等)
教職員の規範意識の確立	<p>○交通事故について加害事故等が発生しないよう、規範意識の高揚を図り、交通ルールを順守する。</p> <p>○教職員は生徒を指導する立場であることから、わいせつ行為、セクシャル・ハラスメント、飲酒運転、体罰等の不祥事を起こすことがあってはならないという意識を持つ。</p>	<p>○交通規範の遵守意識を高めて事故防止に資するために、交通ルールの確認や飲酒運転の厳禁等、注意点を互いに呼びかける。</p> <p>○不祥事を自分事として捉えるために、事例等を各教員に配付し、互いに確認する。</p> <p>○不祥事根絶の意識を高めるために、校内サービス倫理委員会の取組を充実させる。</p>	<p>○人事評価の期首面談時と期末面談時に「使命感・責任感」の項目等において注意喚起と確認を行う。</p> <p>○年間2回、全教職員が不祥事防止チェックシートにより点検する。</p>	
学校組織としての不祥事根絶体制の確立	学校内	<p>○学校全体の問題としてとらえ、学校組織として対策に取り組み、一人一人が自分事としてわいせつ行為、セクシャル・ハラスメント、飲酒運転、体罰等の不祥事を根絶した状態を継続する。</p> <p>○サービス倫理推進員が中心となり、不祥事根絶を推進する。</p> <p>○不祥事根絶体制推進員の担当を置く。</p> <p>○教職員が互いに相談しやすい職場環境をつくり、同僚意識を深める。</p>	<p>○毎月1回、サービス倫理委員会を開催して、ケース会議等を行い、事故の原因と対応策を模索する。</p> <p>○生徒指導上の問題等に対して客観的な判断と冷静な対応をするために、学年会や部会等でその問題点を共有する。</p>	
	学校外	<p>○学校内の取組を外部へ周知することにより、教職員の不祥事根絶に対する自覚をより一層高める。</p> <p>○学校組織としての、わいせつ行為、セクシャル・ハラスメント、飲酒運転、体罰等の不祥事根絶の取組をホームページに掲載する。</p>	<p>○不祥事に関する相談に対しては、随時その内容を検証して、不祥事防止策を講じる。</p>	